

## 米国のベネズエラに対する制裁について

02 2021

## メンバーの皆様へ

本サーキュラーは、米国政府からベネズエラ海事局（Instituto Nacional de los Espacios Acuaticos、以下「INEA」）に対する最新の制裁措置につきご案内します。

INEA は、ベネズエラの石油部門において事業を行い、またベネズエラの国営石油会社である PdVSA に対して支援を提供しているとして、米国の大統領令 13850 号に基づき、制裁対象者に指定されました。

今回の制裁対象への指定は、石油やその他の制裁対象分野とは無関係の航海であっても、ベネズエラの港で INEA が提供するサービスを利用したり、そのサービスの対価を支払ったりすることにより、大統領令 13850 号の規定違反にさらされる可能性があるのではないかと混乱を船主の間にもたらしました。

INEA の制裁対象への指定による混乱に対処するために、OFAC はその後、「General License 30A（GL 30A）」（末尾リンク先をご参照ください）を発行しています。

## 背景

INEA は、SDN（制裁措置対象国リスト）に指定される前から、大統領令 13884 号に基づいて「ベネズエラ政府」の一部として、経済封鎖されていました。これは米国政府の認可がない場合に、米国人（および米国の銀行）は大統領令 13884 号の発令以降、直接的あるいは間接的を問わず、INEA が関与するあらゆる取引に従事することが禁止されていたことを意味しています。

General License 30（GL 30）は、取引が制裁対象でないことを条件に、例えばタグ、入港税などの通常の港費の支払いを認めていました。しかしながら SDN に INEA が指定されたことにより、GL 30 による認可が依然として適用されるのかという混乱が生じました。なぜなら、GL 30 は大統領令 13850 号によって禁止されている活動や取引については認可しないと規定しており、今回大統領令 13850 号に基づいて INEA が SDN に指定されたためです。大統領令 13850 号は GL 30 の認可の対象から除外されており、今回の措置によって、他の何らかの認可がない限り、米国人は INEA と取引を行うことができなくなりました。

非米国人は、米国人を対象とする規制の対象にはなりません。大統領令 13850 号に基づき、SDN に指定された者に「重要な支援、商品またはサービス」を提供したと判断された場合には、制裁を科されるリスクがあります。

### 2021年2月3日時点の状況

上記のジレンマは、OFAC が GL 30A を公表したことによって解消されました。GL 30A は、大統領令 13850 号によって禁止されている INEA（または INEA が 50%以上の持分を所有する事業者）が関与する取引や活動のうち、ベネズエラの港湾の運営または使用に通常付随して必要とされる取引や活動について認可を与えることで、INEA の制裁対象者への指定に対処しています。GL 30A の認可には例外があり、例えば大統領令 13850 号によって禁止されている希釈剤に関連する取引、またその他の活動については認可を与えていませんが、これはもともとの GL 30 において取り扱いと同様です。

General License（GL）は、米国人および米国と接点のある取引に適用されるものですが、米国人が行えば GL の認可対象となる行為を非米国人が行う場合には、制裁の対象とはならない旨を OFAC が確認したものと理解しているので、GL 30A もその政策上、非米国人にも適用されるものと考えられます。

国際 P&I グループ（IG）は経験豊富な米国弁護士に関連する法律を包括的に検討してもらい、ベネズエラにおいて INEA が提供する通常の港湾サービスの利用とその費用の支払いについては、制裁対象の取引に関連するものでない限りにおいて、大統領令 13850 号または 13884 号に基づく制裁が科される可能性は低いと考えられるという旨の助言を受けています。

### 米ドル以外の INEA への支払い

GL 30A による認可は、INEA が提供する通常の港湾サービスに関連した支払いを処理する米国の銀行にも適用されます。しかしながら、米国または非米国の銀行は、GL 30A が公表されている中でも、より厳格な社内手続を適用することが可能であり、その結果として米ドルで送金が行われた場合、INEA への支払いが遅延する可能性があります。したがって、GL 30A は本ケースにおいての緩衝材とはなるものの、銀行が支払いを拒否したり滞らせたりすることはないということを P&I クラブとして保証することはできません。INEA への支払いを米ドル以外で行う場合には、そのような送金が可能なのか、銀行または現地代理店に相談することをお勧めします。

当クラブは、今後も必要に応じて、さらなるガイダンスをご提供します。

なお、本ガイダンスは、Freehill Hogan & Mahar LLP のニューヨーク事務所の Gina Venezia 弁護士にご提供いただきました。

なお、IG の全てのクラブが、同内容のサーキュラーを発行しています。

※「General License 30A（GL 30A）」のリンクはこちら

[https://home.treasury.gov/system/files/126/venezuela\\_gl30a.pdf](https://home.treasury.gov/system/files/126/venezuela_gl30a.pdf)

※本サーキュラー原文（英語）のリンクはこちら

<https://www.steamshipmutual.com/Downloads/Circulars-London/L.369vene.pdf>

スチームシップ・ミュチュアル・アンダーライティング・アソシエーション・リミテッド

スチームシップ・ミュチュアル・アンダーライティング・アソシエーション・リミテッド日本支店

〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-1-20 Dear 日本橋タワー7 階 Tel: 03-4510-2900

Website: [www.steamshipmutual.com](http://www.steamshipmutual.com)